

この1冊で行政処分や報酬返還とならないためのポイントがチェックできる!!

実地指導は
これで
OK!

管理者になったその日から

これだけはおさえておきたい

算定要件

居宅介護支援編

小濱道博 著

本書の
特色

「これだけはおさえるべき」ことに絞った内容構成

報酬返還にならないための「請求誤り」「人員配置誤り」「記録の不備」等にポイントを絞り込み、短時間で効率よくチェックできます。

新任の居宅ケアマネジャーにもおすすめ!

実地指導で確認されることの多いケアプランのポイントも押さえているため、新任の居宅ケアマネジャーにもおすすめです。



A5判・128頁

定価: 本体 2,300円 + 税

実地指導の
ポイントについて
短時間で勘所がわかる!

複雑な算定要件、人員基準に
ついての詳しいチェック
ポイントがわかる!

図解やイラスト、
具体的な事例で
見やすい! わかりやすい!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次 (一部抜粋)

はじめに 実地指導の「リスク」は何か

第1章 ケアマネジメントプロセスと人員・設備・運営基準 —指定取消しにならないために—

- 1 ケアマネジメントプロセス
 - (1) アセスメントの手順
 - (2) プランニング
 - (3) サービス担当者会議
 - (4) モニタリング
- 2 ケアプラン作成上の注意点
 - (1) ケアプランに医療系サービスを位置づける場合
 - (2) 短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用する場合
- 3 人員基準
 - (1) 配置する人員 (管理者・介護支援専門員)
 - (2) 担当件数と取扱件数のカウント
- 4 設備基準
- 5 運営基準
 - (1) 運営規程、重要事項説明書、契約書
 - (2) 個人情報の取得、利用と管理

第2章 介護報酬の算定要件 —報酬返還にならないために—

- 1 居宅介護支援費
- 2 減算
 - (1) 運営基準減算
 - (2) 特定事業所集中減算
- 3 加算
 - (1) 初回加算
 - (2) 特定事業所加算
- 4 算定の手続き
 - (1) 「介護給付費算定に係る体制等状況」届の提出
 - (2) 請求、給付管理、過誤申立

第3章 総合事業における 介護予防ケアマネジメント

総合事業における介護予防ケアマネジメント

資料編 指導事例と巻末資料

実地指導で多く見受けられる指導事例
行政処分に見る事例研究

- (1) 1人ケアマネで1,000万円超の返還になったケース
- (2) 重要事項説明書の日付で指定取消しになったケース

巻末資料・ケアプラン点検支援マニュアル

3 人員基準

(1) 配置する人員 (管理者・介護支援専門員)

(チェック事項)

1 管理者

- 管理者は常勤専従の介護支援専門員か
- 管理者の業務は基準の範囲内か

2 従業者 (介護支援専門員)

- 常勤の介護支援専門員を1人以上配置しているか
- 介護支援専門員の員数は標準数を満たしているか
- 介護支援専門員の交付を確認しているか
- 勤務形態をタイムカードなどで確認ができるか

3 管理者

- 常勤専従の介護支援専門員 1名として配置します。
- その管理の業務に支障がないこと、その事業所の介護支援専門員との業務支

チェック事項と解説により
おさえるべきポイントが
理解できる

解説 常勤・非常勤、専従と兼務

○常勤と非常勤

この勤務時

この場合、

派遣社員に

雇用契約が

結ばれている

場合は、

常勤として扱われます。

また、管理者が他の業務を兼務する場合は、兼務する複数の業務の勤務時間の合計が就業規則に定められた勤務時間を超えていない限り、常勤として扱われます。

勤務時間40時間(事務所の勤務時間)の場合...

兼務の場合...

正社員

パート

パート(1人1日1時間)

パート(1人1日2時間)

パート(1人1日3時間)

パート(1人1日4時間)

パート(1人1日5時間)

パート(1人1日6時間)

パート(1人1日7時間)

パート(1人1日8時間)

パート(1人1日9時間)

パート(1人1日10時間)

パート(1人1日11時間)

パート(1人1日12時間)

パート(1人1日13時間)

パート(1人1日14時間)

パート(1人1日15時間)

パート(1人1日16時間)

パート(1人1日17時間)

パート(1人1日18時間)

パート(1人1日19時間)

パート(1人1日20時間)

パート(1人1日21時間)

パート(1人1日22時間)

パート(1人1日23時間)

パート(1人1日24時間)

パート(1人1日25時間)

パート(1人1日26時間)

パート(1人1日27時間)

パート(1人1日28時間)

パート(1人1日29時間)

パート(1人1日30時間)

パート(1人1日31時間)

パート(1人1日32時間)

パート(1人1日33時間)

パート(1人1日34時間)

パート(1人1日35時間)

パート(1人1日36時間)

パート(1人1日37時間)

パート(1人1日38時間)

パート(1人1日39時間)

パート(1人1日40時間)

パート(1人1日41時間)

パート(1人1日42時間)

パート(1人1日43時間)

パート(1人1日44時間)

パート(1人1日45時間)

パート(1人1日46時間)

パート(1人1日47時間)

パート(1人1日48時間)

パート(1人1日49時間)

パート(1人1日50時間)

パート(1人1日51時間)

パート(1人1日52時間)

パート(1人1日53時間)

パート(1人1日54時間)

パート(1人1日55時間)

パート(1人1日56時間)

パート(1人1日57時間)

パート(1人1日58時間)

パート(1人1日59時間)

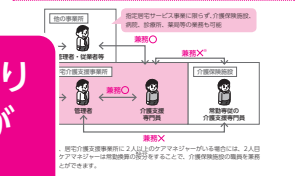
パート(1人1日60時間)

3 人員基準 (1) 配置する人員 (管理者・介護支援専門員)

2 従業者 (介護支援専門員)

- 事業所ごとに常勤の介護支援専門員を1人以上配置します。管理者との業務もできます。
- 居宅介護支援事業所の営業時間中、介護支援専門員は常に利用者のそばに相対等に対応できる体制を整えている必要があります。
- 常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数35人に対して1人の配置が標準となります。よって、利用者の数が35人又はその増数を超えるに1人の増員が標準といわれています。また、介護支援専門員1人当たり1人の担当件数が40件を超える状態となると、介護報酬の減算対象ともなります。
- 常勤の介護支援専門員は他の業務と兼務することができます。ただし、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員の業務はできません。この場合のその他の業務は必ずしも居宅サービス事業の業務に限定されません。
- 介護支援専門員は、試験に合格しただけでは業務を行うことはできません。業務研修を受講して、介護支援専門員証を受ける必要があります。管理者は、介護支援専門員を雇用する際に必ず介護支援専門員証を交付していることを確認し、返送を保管する必要があります。

管理者・従業者の兼務ができる場合とできない場合



解説 常勤・非常勤、専従と兼務

れ、非常勤職員は休職等の時間は常勤換算での延べ勤務時間には含めず計算する

員基準の職員数の確認に限られます。日々の配置は、

なれなければなりません。常勤職員は出張等で不在の場合

くてもよい」ということではないので注意が必要です。

の考え方

4つの勤務形態の例

1 専従かつ非常勤

2 専従かつ常勤

3 非常勤かつ非常勤

4 非常勤かつ常勤

1 専従かつ非常勤

2 専従かつ常勤

3 非常勤かつ非常勤

4 非常勤かつ常勤

1 専従かつ非常勤

2 専従かつ常勤

3 非常勤かつ非常勤

4 非常勤かつ常勤

1 専従かつ非常勤

2 専従かつ常勤

3 非常勤かつ非常勤

4 非常勤かつ常勤

1 専従かつ非常勤

2 専従かつ常勤

3 非常勤かつ非常勤

4 非常勤かつ常勤

1 専従かつ非常勤

2 専従かつ常勤

3 非常勤かつ非常勤

4 非常勤かつ常勤

1 専従かつ非常勤

2 専従かつ常勤

3 非常勤かつ非常勤

4 非常勤かつ常勤

1 専従かつ非常勤

2 専従かつ常勤

3 非常勤かつ非常勤

4 非常勤かつ常勤

1 専従かつ非常勤

2 専従かつ常勤

3 非常勤かつ非常勤

4 非常勤かつ常勤

1 専従かつ非常勤

2 専従かつ常勤

3 非常勤かつ非常勤

4 非常勤かつ常勤

1 専従かつ非常勤

2 専従かつ常勤

3 非常勤かつ非常勤

4 非常勤かつ常勤

1 専従かつ非常勤

2 専従かつ常勤

3 非常勤かつ非常勤

4 非常勤かつ常勤

1 専従かつ非常勤

2 専従かつ常勤

3 非常勤かつ非常勤

4 非常勤かつ常勤

1 専従かつ非常勤

2 専従かつ常勤

3 非常勤かつ非常勤

4 非常勤かつ常勤

1 専従かつ非常勤

2 専従かつ常勤

3 非常勤かつ非常勤

4 非常勤かつ常勤

詳細・お申し込みはコチラ →

第一法規

検索

CLICK!

<クレジットカードでもお支払いいただけます>